



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

## 服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

認証番号  
090720

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成24年5月増刊号

### 開催間近!! 知っ得情報説明会 監督署署長様 講演テーマ決まる! —パワハラ予防・解決—

職場環境を悪化させるものとして問題になっているパワハラ。労使紛争になっている例も多くあります。この問題について今年3月15日厚労省の「円卓会議」が提案をまとめました。「知っ得」に参加して最新の情報を手に入れましょう。

#### 服部事務所 知っ得情報説明会

2012年6月13日(水) 午後1時30分~3時30分

米子コンベンションセンター 5階 第4会議室

ケーキ、飲み物  
もあるよ!



# 5月の生活ホットニュースNo. 2

## 電子版「ねんきん定期便」がスタート

### ◆2012年4月からスタート

すべての年金加入者(約6,600万人)を対象とした電子版の「ねんきん定期便」(通称:ねんきんネット)が4月2日にスタートしました。

これにより、毎年誕生月に郵送している「ねんきん定期便」の内容を、インターネットで確認できるようになりました。

### ◆電子版「ねんきん定期便」のメリット

①自分の年金記録を24時間いつでも確認することができること

②年金記録の内容は毎月更新される。

…郵送版は年1回のみ

③すべての期間の年金記録が確認することができる。

…郵送版は「35歳」「45歳」「58

歳」の節目年齢以外は直近1年分のみ

④確認した内容を残しておきたい場合はダウンロードして手元に保存することができる。

## ◆「年金記録の確認経験」

20歳以上で約7割

厚生労働省が発表した「公的年金加入状況等調査」(2010年時点)の結果によれば、「過去3年程度の間自分の年金記録を確認したことがある」という人(20歳以上)は67.4%で、確認の手段としては約8割の人が「ねんきん定期便」を活用していました。

この「ねんきんネット」により、自分の年金記録を確認する人が今後は増えていくものと思われます。

※「ねんきんネット」で検索すればヒットします。





2012.4.28 とっとり花回廊

## 最近の労働関係の地裁裁判例から

### ◆自動車メーカーによる雇止め等(4月16日判決)

自動車メーカーが行った雇止めや派遣切りは無効であるとして、工場で働いていた元期間従業員(4人)と元派遣社員(3人)が雇用継続の確認を求めていましたが、東京地裁はこれらの請求を棄却しました。ただし、元期間従業員がカットされた未払い賃金(1人約58万~63万円)の支払いは命じました。

自動車メーカーでは、契約打切りに応じなかった期間従業員に「契約期間終了までの休業」と「約4割の賃金カット」を2008年12月に言い渡して翌年4月で雇止めとし、派遣社員は派遣元から2008年12月に解雇されていました。

裁判長は「不況に伴う雇止め・派遣切りは合理的である」と判断しました。

### ◆銀行におけるパワハラ(4月19日判決)

パワハラ被害により退職せざるを得なくなったとして、50代の社員が銀行と上司に対して損害賠償(約4,900万円)を求めていましたが、岡山

地裁は社員の精神的苦痛を認め、慰謝料など110万円の支払いを命じました。

2007年3月頃、仕事上でミスをした社員に対して「辞めてしまえ！」などと当時の上司が強い言動で叱責するなどし、この社員は2009年に辞表を提出して退職しました。

裁判官は「上司の叱責は病気療養から復帰直後の社員にとって精神的に厳しく、パワハラに該当する」と認定しました。

### ◆過労による高校教諭の死亡(4月23日判決)

高校教諭の男性が修学旅行の引率からの帰宅途中に急性心筋梗塞を発症して死亡したのは過労が原因であるにもかかわらず、公務災害と認定されなかったとして、遺族である妻が「地方公務員災害補償基金」に対して不認定処分の取消しを求めていましたが、東京地裁は公務と死亡との因果関係を認め、上記処分を取り消しました。

裁判長は、死亡するまでの1週間の間の労働時間が法定の2.5倍以上に及んでいたと認定し、「日常の勤務と比べて質・量ともに特に過重だった」と判断しました。